

7. 外国船舶の監督（P S C = Port State Control）

石川運輸支局管内におけるP S C実施体制は、専任の外国船舶監督官が配置されていないため、船舶検査官及び運航労務監理官（17年3月までは船員労務官）がこの業務を担当しており、本業務の合間を縫って外国船舶監督業務を行っている。

近年、日本海側においても、国際条約の基準に適合していないおそれのある外国船舶の入港が多いこと、また、平成23年1月末のパナマ船籍貨物船の金沢港西防波堤での座礁事故等この業務に対する重要性も社会的に認識されていることから、海上における安全の確保及び海洋環境の保持等のため、当支局におけるP S C実施体制の充実が必要となっている。

P S C業務実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
七尾港	15隻	10隻	15隻	9隻	14隻	14隻	11隻
金沢港	1隻	5隻	6隻	12隻	0隻	2隻	3隻

8. 運航労務監理官関係

毎年度の監査計画に基づき、金沢港及び七尾港に入港する内航船を中心に、労働時間の短縮等船員法の遵守、船員災害の防止、船舶の安全航行の確保を重点に監査を実施している。

船員労務官監査実績及び違反処理実績

区分 年度別	労務官数	監査延日数	監査数	違反者数	違反件数	勧告者数	勧告件数	指示指導者数	指示指導件数	送致件数
平成26年度	2	58	41	2	2	0	0	9	12	0
平成25年度	2	61	48	3	4	0	0	12	34	0
平成24年度	2	98	65	4	5	2	2	23	32	0
平成23年度	2	84	57	3	3	1	3	3	3	0
平成22年度	2	79	49	6	6	0	0	10	16	0